

答 申 第 1 4 3 号
(諮 問 第 1 4 1 号)

令和 8 年（2026 年） 6 月 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 6 年（2024 年） 6 月 21 日付け鎌総第 915 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和 6 年（2024 年）3 月 6 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 26 年 1 月 16 日 公聴会の公述意見に対し、市の考え方 公述にある、J R 所有地の取得や寄付を受けることについては、J R に対し、ご意見を伝えるとともに、協力を要請していきます。とあるが J R 東日本に対し、取得、寄付を要請しなかった理由がかいてある文書。」について、実施機関鎌倉市長が令和 6 年（2024 年）3 月 12 日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和 6 年（2024 年）3 月 6 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 26 年 1 月 16 日 公聴会の公述意見に対し、市の考え方 公述にある、J R 所有地の取得や寄付を受けることについては、J R に対し、ご意見を伝えるとともに、協力を要請していきます。とあるが J R 東日本に対し、取得、寄付を要請しなかった理由がかいてある文書。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和 6 年（2024 年）3 月 12 日付け鎌倉市指令深地第 18 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和 6 年（2024 年）3 月 15 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和 6 年（2024 年）3 月 15 日付けで提出した審査

請求書及び同年５月１日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 鎌倉市都市計画課が平成 26 年（2014 年）１月 16 日に実施した公聴会で公述人の意見に対し、鎌倉市の考え方の回答であり、非常に重い回答であり、実行していないとしたら、なんのために公聴会を実施したのか、無責任と言わざるを得ない。

イ 当該文書の鎌倉市行政文書の保存期間が明確に記載されていない。

ウ 鎌倉市情報公開条例第 1 条では、「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」と、あることから、審査の上、見直されるべきである。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

実施機関が令和 6 年（2024 年）４月 24 日付けで提出した弁明書及び令和 8 年（2026 年）１月 27 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 保存文書台帳及び文書管理システムにおいて検索したものの、請求対象に合致する文書がなかったため、行政文書不存在決定処分を行ったものであり、本件処分は妥当である。
- (2) 深沢地域整備事業において、平成 26 年（2014 年）１月 16 日以降、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）の所有地を鎌倉市が寄付を受けた実績はない。また、同様に、平成 26 年（2014 年）１月 16 日以降、JR 東日本の所有地を鎌倉市が取得した実績はない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求等について

本件請求対象文書は、「平成 26 年 1 月 16 日 公聴会の公述意見に対し、市の考え方 公述にある、J R 所有地の取得や寄付を受けることについては、J R に対し、ご意見を伝えるとともに、協力を要請していきます。とあるが J R 東日本に対し、取得、寄付を要請しなかった理由がかいてある文書。」である。

実施機関は、本件請求に対し、本件請求時点において対象文書が存在しないとして本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分は不当であると主張するため、実施機関が行った本件処分に関し、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

審査請求人は、平成 26 年（2014 年）1 月 16 日実施の公聴会を記録した文書において、鎌倉市都市計画深沢地区地区計画の素案についての公述意見に対する市の考え方として「公述にある J R 所有地の取得や寄付を受けることについては、J R に対しご意見を伝えるとともに、協力を要請していきます。」との記述を認めたことから、本件請求を行ったものである。

当審査会が実施機関に確認したところによれば、実施機関の保存文書台帳、文書管理システム内の文書及び庁内の共有ドライブの文書並びに廃棄文書目録を確認したが、請求対象に合致する文書は存在しなかったとのことであった。

また、当審査会が職権で調査したところ、平成 26 年（2014 年）9 月 16 日に JR 東日本との間で実施された打合せの議事録（以下「本件打合せ議事録」という。）には、JR 東日本に土地の寄付を求める市民の意見を伝えた旨の記載が認められたが、JR 東日本に土地の取得や寄付を要請したことは窺われなかった。

この点、本件請求に係る行政文書公開請求書の「請求する行政文書の内容」欄には、当初「…取得、寄付を要請しなかった理由が検証出来る文書。」と記載されていたところ、本件請求時点では「…取得、寄付を要請しなかった理由がかいてある文書。」とされ

ていたことを踏まえれば、本件打合せ議事録は、本件請求対象文書に該当しないものと認められる。

これらを総合すると、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日				内 容
R	6	3	6	行政文書公開請求書が提出される
		3	12	行政文書不存在決定通知書
	6	3	15	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		4	24	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		5	1	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		6	21	審査会に諮問
	7	11	21	第 172 回審査会で審議
		12	12	第 173 回審査会で審議
	8	1	27	第 174 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
		2	20	第 175 回審査会で審議
		4	13	第 177 回審査会で審議
		5	15	第 178 回審査会で審議
		6	8	答申（答申第 143 号）